



# 第7次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画

## 1 社協の特徴とこれまでの取組

社協は、昭和 27（1952）年に設立し、昭和 35（1960）年に社会福祉法人格を取得しました。地域福祉を推進する専門機関として、多様な主体と協働で活動や事業を展開しています。社協が推進してきた地域福祉活動には、6 つの特徴があります。

社協は、「社会福祉協議会 基本要項 2025」に示された、社協の使命や住民主体の理念に基づきこれからも活動を展開します。

### 社会福祉協議会 基本要項 2025 から抜粋

#### （1）社会福祉協議会の使命

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、住民主体の理念に基づき、住民や地域の関係者との協働により、「ともに生きる豊かな地域社会」を創造することを使命とする。

## 社協の 6 つの特徴と取組

### ①組織化活動の推進

- ・校区福祉委員会（昭和 44（1969）年～）の組織化、ボランティアセンター（昭和 51（1976）年～）の設置によるボランティアグループの組織化
- ・「小地域ネットワーク活動推進事業（現：地域のつながりハート事業）」（平成 11（1999）年～）で助け合い活動を市内全域に展開

### ②「福祉の地域力」と「地域の福祉力」の強化

- ・日常生活圏域コーディネーター（CSW 機能）等による、専門的な個別支援機能の発揮
- ・住民と協働し、地域の福祉力を高める実践を継続

### ③地域福祉総合推進計画に基づく活動推進

- ・平成 5（1993）年以降、地域福祉の課題に対応する地域福祉総合推進計画を策定
- ・計画的かつ実行力のある事業運営を重視

### ④行政との協働

- ・第 4 次地域福祉総合推進計画以降、堺市の「地域福祉計画」と一体的に策定
- ・公民連携による理念共有と進行管理を実施

### ⑤研究者との共同研究

- ・大学等と連携し、実践的な研究事業を展開
- ・こども食堂ネットワークや休眠預金活用事業等で、大学と協働し先駆的な取組を実践

### ⑥地域福祉の総合推進

- ・「くらしをまもる」「つながりをつくる」「地域福祉を創る」の三位一体の機能を循環
- ・社協ソーシャルワーク実践の循環を通じて、地域福祉を包括的に推進

《社協の年表》 ※社協地域福祉総合推進計画に関する主な取組を抜粋

年	主なできごと
昭和 27（1952）年	社協を設立
昭和 35（1960）年	社会福祉法人格を取得
昭和 44（1969）年	校区福祉委員会の組織化を開始
昭和 51（1976）年	ボランティアセンターを設置
昭和 56（1981）年	「基本構想委員会」において、在宅サービスをしない、校区福祉委員会の強化型の社協をめざすことを答申
昭和 62（1987）年	校区福祉委員会「活動推進モデル校区事業」を開始
平成 5（1993）年	第1次地域福祉総合推進計画を策定
平成 10（1998）年	第2次地域福祉総合推進計画を策定
平成 11（1999）年	校区福祉委員会「小地域ネットワーク活動推進事業」を開始
平成 12（2000）年	地域福祉権利擁護事業を開始（現：日常生活自立支援事業）
平成 15（2003）年	第3次地域福祉総合推進計画を策定
平成 17（2005）年/ 平成 18（2006）年	地域のつながりハート事業（小地域ネットワーク活動推進事業）を開始 平成 17（2005）年 美原町社会福祉協議会と合併 平成 18（2006）年 政令指定都市社協となり、18年、19年の2か年で7区事務所を設置
平成 21（2009）年	第4次地域福祉総合推進計画（新・堺あつたかぬもりプラン）を、初めて堺市と合同で策定 地域福祉ねっとワーカー（CSW）を設置
平成 24（2012）年	基幹型包括支援センターを受託
平成 25（2013）年	権利擁護サポートセンターを受託
平成 26（2014）年	第5次地域福祉総合推進計画（堺あつたかぬもりプラン3）を堺市と合同で策定
平成 27（2015）年	生活困窮者自立相談支援事業、生活支援コーディネーター配置事業を受託
平成 29（2017）年	日常生活圏域コーディネーターの圏域配置を開始 こども食堂ネットワーク形成支援業務を受託
平成 30（2018）年	地域福祉型研修センター事業を本格実施
平成 31年 /令和元（2019）年	新型コロナウイルス感染症による生活福祉資金特例貸付の受付開始 第6次地域福祉総合推進計画（堺あつたかぬもりプラン4）を堺市と合同で策定
令和 2（2020）年	権利擁護サポートセンターが中核機関を受託 日常生活圏域コーディネーターを7区に配置
令和 3（2021）年	休眠預金活用事業「堺市における居場所の包括連携によるモデル地域づくり」の実施（令和3～5（2021～2023）年度）
令和 4（2022）年	新型コロナウイルス感染症特例貸付の受付を終了
令和 5（2023）年	休眠預金活用事業「堺市における地域の居場所のトータルコーディネート事業」の実施（令和5～7年（2023～2025）度）
令和 6（2024）年	日常生活圏域コーディネーターの21圏域（全圏域）配置 母子保健・児童福祉に係る地域資源の連携支援業務を受託

## 2 第6次地域福祉総合推進計画に基づき社協が取り組んだ事業

前計画である「堺あつたかぬくもりプラン4」に基づき、各取組を推進しました。

### (1)上半期（令和2～4（2020～2022）年度）における主な取組

- ・新型コロナウイルス感染症拡大による生活福祉資金特例貸付等の対応
- ・外出自粛高齢者・障害者等見守り支援事業を実施
- ・権利擁護サポートセンターが中核機関を受託
- ・日常生活圏域コーディネーターを7区全てに配置
- ・令和3（2021）年度から、堺市が重層的支援体制整備事業の移行支援事業を実施
- ・休眠預金活用事業「堺市における居場所の包括連携によるモデル地域づくり」の実施  
(令和3～5（2021～2023）年度の3か年)
- ・堺市のクラウドファンディング型ふるさと納税を活用したこども食堂応援プロジェクトを実施
- ・西日本成人矯正医療センターと社会貢献活動に関する協定書を締結

### (2)下半期（令和5～7（2023～2025）年度）における主な取組

- ・堺市コロナ特例貸付返済相談窓口の開設、返済（猶予・免除）相談会の開催
- ・休眠預金活用事業「堺市における地域の居場所のトータルコーディネート事業」の実施  
(令和5～7（2023～2025）年度の3か年)
- ・令和6年度から、堺市が重層的支援体制整備事業を実施
- ・日常生活圏域コーディネーターの21圏域（全圏域）配置
- ・近畿ブロック社協間協定にもとづく、令和6年能登半島地震被災地への職員派遣
- ・母子保健・児童福祉に係る地域資源の連携支援業務を受託

### (3)計画の進捗管理

第6次地域福祉総合推進計画は、社協として地域福祉総合推進計画推進協議会を開催するほか、堺市と合同で地域福祉計画推進懇話会を開催する等、様々な場で評価や意見をいただきながら推進してきました。

また、市民への啓発を目的に、堺市と共に「地域福祉フォーラム」を開催しています。コロナ禍である令和2～3（2020～2021）年度はオンラインによる開催となりましたが、例年多くの方に参加いただいています。

こうした取組を通じて、堺市における地域福祉のテーマや政策的な動向に沿って、計画的に事業や活動を推進してきました。

＜計画期間中における地域福祉フォーラムのテーマ＞

令和2（2020）年度 【オンライン】	コロナと新しい「みつ」について ～地域でのこども食堂の取組～
令和3（2021）年度 【オンライン】	さかいで広げよう！SDGsの取組 ～誰もとりのこさない地域へ～
令和4（2022）年度	“ともに暮らすまち”“支えあい続けるしきみ”を、わたしたちの“参加と協働”で つくる ～堺あつたかぬもりプラン4を進めよう～
令和5（2023）年度	孤独・孤立を考える ～居場所の力～
令和6（2024）年度	堺市における「こどもまんなか社会」を考える ～こどもたちを取り巻く現状や課題を通して～
令和7（2025）年度	「誰一人取り残さない」支援とは ～「住まい」に関する支援を通じて～

### 3 第6次地域福祉総合推進計画策定以降の社協をとりまく状況

第6次地域福祉総合推進計画期間には、新型コロナウィルス感染症の拡大による生活や地域活動への影響に加え、能登半島地震を始めとする災害も多く発生しました。また、生活困窮者支援やこども・子育て支援の強化、孤独・孤立対策推進法の施行や災害救助法の改正が行われ、社協には地域住民の多様なニーズに対応し、協議体として専門的かつ総合的な支援の展開が求められています。

このような状況をふまえ、全国社会福祉協議会は平成4(1992)年に策定した「新・社会福祉協議会基本要項」を改訂し、令和7(2025)年4月に「社会福祉協議会基本要項2025」を策定しました。

この基本要項では、社協の使命として「住民主体の理念に基づき、住民や地域の関係者と協働して”ともに生きる豊かな地域社会”を創造すること」を明記しています。さらに、「個別支援と地域づくりの一体的展開の原則」や「災害時の支援」に関する項目を新たに盛り込み、全国の市区町村社協が、事業・活動を展開するための指針としています。

#### 社会福祉協議会基本要項2025の概要



##### 社会福祉協議会の使命と住民主体の理念

###### (1)社会福祉協議会の使命

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、住民主体の理念に基づき、住民や地域の関係者との協働により、「ともに生きる豊かな地域社会」を創造することを使命とする。

###### (2)住民主体の理念

社会福祉協議会のすべての活動・事業および組織経営は、住民主体の理念にもとづいて展開する。

住民主体の理念とは、①住民を中心に置くこと、②住民のニーズに基づくこと、③住民の主体形成と組織化を基礎とすることである。

##### 社会福祉協議会の組織

###### (1)社会福祉協議会の構成

社会福祉協議会は、住民(組織)と地域の関係者によって構成される。

###### (2)社会福祉協議会の組織特性

- ①住民や地域の関係者による協議体組織
- ②地域福祉を創造する運動体組織
- ③地域の実情に応じた活動・事業を企画・実施する事業体組織
- ④公共性と公益性を有する民間非営利組織
- ⑤市区町村、都道府県・指定都市、全国に設置されている全国ネットワーク組織

##### 社会福祉協議会の機能

- ①住民や地域の関係者による福祉活動、  
ボランティア・市民活動の推進
- ②組織化、連絡調整
- ③福祉活動・事業の企画・実施、支援
- ④相談支援<sup>(\*)</sup>
- ⑤権利擁護<sup>(\*)</sup>
- ⑥調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施
- ⑦福祉教育の推進
- ⑧地域福祉を支える活動者・従事者の育成と協働の促進<sup>(\*)</sup>
- ⑨災害時の支援<sup>(\*)</sup>
- ⑩地域福祉の財源確保および助成の実施<sup>(\*)</sup>

<sup>(\*)</sup> …新項目

##### 社会福祉協議会の活動原則

- ①住民ニーズ基本の原則 ②住民活動基盤の原則
- ③個別支援と地域づくりの一体的展開の原則
- ④民間性の原則 ⑤連携・協働の原則 ⑥専門性の原則

※都道府県・指定都市社協の機能は、上記に加え、「市区町村社協の支援と協働」を位置付けている

※基本要項…社協の活動・事業、組織の考え方や方向性を示す根幹となる指針。

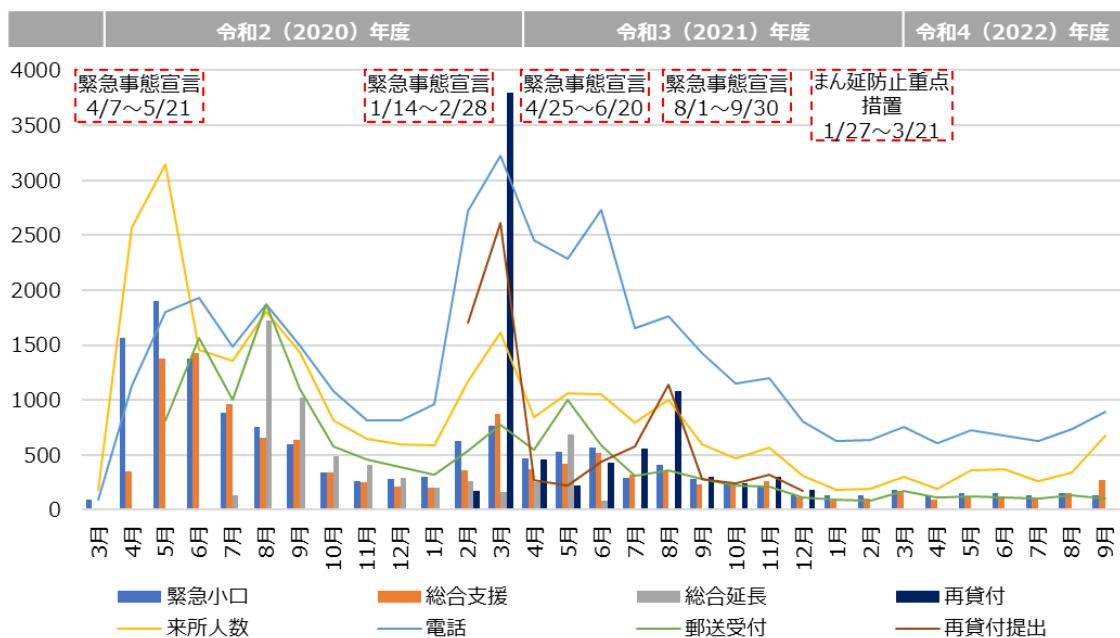
図6-1 社会福祉協議会基本要項2025の概要

## コラム 1 新型コロナウイルス感染症による生活福祉資金特例貸付の実施

令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症拡大により、多くの方が仕事や生活に影響を受け、生活に困窮する状況に直面しました。これを受け、生活福祉資金貸付制度は特例措置として拡充され、緊急的な支援策が講じられました。

特例貸付は、令和2（2020）年3月から令和4（2022）年9月までの間に、全国で約382万件、総額1兆4,431億円が貸し付けられ、堺市においても、約39,000件の申請を受け付ける大規模な取組となりました。

社協では、1日最大300人に上る来所者に円滑に対応するため、全部署が連携して体制を整えました。申請受付の際には、自立相談支援事業の周知を行いながら、住居確保給付金の申請相談や就労支援、家計相談へつなげる等、迅速かつ切れ目のない支援を進めました。



令和2（2020）年3月～	特例貸付開始【緊急小口・総合支援（初回）】 ・災害VC方式・郵送での申請受付 →他部署応援体制（最大27名）
令和2（2020）年4月～ 令和3（2021）年3月	【緊急・総合・延長貸付・再貸付】 ・6月末：総合延長終了 ・12月末：再貸付終了 →傾向分析、すてっぷ・堺との共有連携
令和4（2022）年4月～10月	【緊急小口・総合支援】 ・5月～償還に関する通知 ・9月30日受付終了 →貸付後の自立支援にむけたスクリーニングとフォローアップ支援
令和4（2022）年11月～	【償還猶予等】 ・12月～償還猶予相談 ・令和5（2023）年1月～償還開始 →フォローアップ支援

図 6-2 生活福祉資金特例貸付の実績

## コラム2 民生委員児童委員による、外出自粛高齢者・障害者等見守り支援事業

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、大阪府は外出を自粛し、孤立や生活不安を抱えている高齢者・障害者等への見守り支援事業を創設しました。堺市と社協は、平時から見守り活動等を実施する堺市民生委員児童委員連合会に、同事業を活用した見守り活動を依頼しました。これにより、令和2（2020）年から令和3（2021）年の間、民生委員児童委員・主任児童委員によって、日頃見守っている住民に対する電話等での安否確認等の活動を、3回実施することができました。

### «取組実績»

回数	実施期間	活動者数	安否確認件数
1回目	令和2（2020）年4月27日～5月6日頃	1,024人	16,336件
2回目	令和3（2021）年1月25日～2月7日頃	1,019人	18,781件
3回目	令和3（2021）年4月28日～5月12日頃	1,025人	18,721件

## コラム3 脳トレプリントを活用した取組

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、校区福祉委員会等でのつどいの場が、以前のように実施できなりました。そこで日常生活圏域コーディネーターは、脳トレプリントを活用した少人数、短時間で集うサロンの取組を、東区から全市に展開しました。全市展開では、堺市より委託を受け授産活動支援センターを通じて市内の障害者授産施設より記念品を手配し実施団体へ提供しました。集わなくとも、つながり続ける取組となり、校区福祉委員会のサロンやふれあい喫茶で活用されました。



## 4 第7次地域福祉総合推進計画で社協が重点的に取り組むこと

第7次地域福祉総合推進計画は、第3章で定めた「取組の理念」と「取組の基本目標」に基づいて推進します。

### (1) 取組の理念

“ともに暮らすまち”、“支えあい続けるしくみ”を、  
わたしたちの“参加と協働”でつくる

### (2) 取組の基本目標

基本目標1 誰一人取り残さない支援体制が構築できている

基本目標2 多様な人や組織の参加と協働により“ともに暮らすまち”が実現できている

基本目標3 すべての人の権利が守られ、尊厳のある本人らしい生活が継続できている

基本目標4 災害時にも安心で、支え合う仕組みができている

### (3) 計画のスローガン

あなたとつながり、ともに創る、「自分らしい」がかなう場所  
～“支える福祉”から“ひらく福祉”へ～

このスローガンは、「参加」や「協働」を通じて、それぞれが自分らしさを発揮し、心豊かに暮らせる社会・居場所の実現（ウェルビーイング）をめざしています。

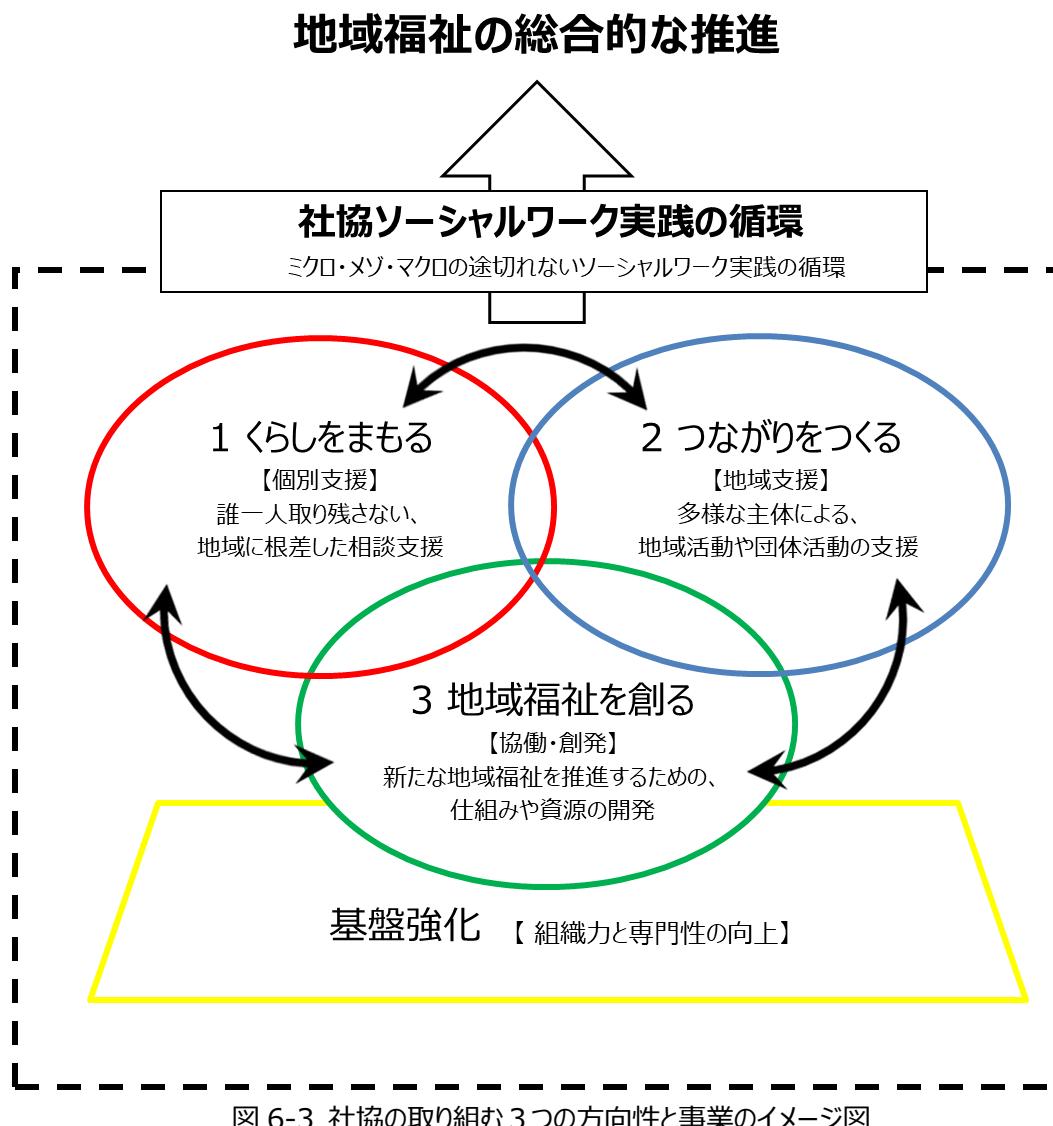
“自分らしい”がかなう場所”とは、安心して過ごせる「心のよりどころ」であり、これまでの地域や福祉の枠組みを越えて人と人がつながり、自分の可能性を育む場を意味します。

「自分らしさ」は固定されたものではなく、日々の選択や行動の中で育まれ、他者や社会とのつながりを通じて成長し、豊かに広がっていきます。

福祉を「誰かを支える仕組み」に留めず、「可能性をひらくもの」と位置づけ、すべての人が自分らしく心豊かに暮らせる社会を、ともにめざします。

#### (4)社協が取り組む3つの方向性

社協は、地域福祉の推進機関として、第6次地域福祉総合推進計画に引き続き、①暮らしをまもる、②つながりをつくる、③地域福祉を創る、の3つの方向性を掲げ、社協ソーシャルワーク実践の循環を通じて「地域福祉の総合的な推進」をめざします。その実現に向けて、社協の基盤強化に取り組み、組織力と専門性の向上を図ります。



## (5)社協が重点的に取り組むこと

「社協が取り組む3つの方向性」に沿って、様々な主体と協働しながら、つぎの取組を重点的に推進します。

### 取り組む方向性1 くらしをまもる

#### (1) 地域生活における困りごとや生活課題に対する相談対応を行い、くらしをまもります

- ①全職員が生活相談を受け止め、社協一体となって相談対応を行います
- ②社協の個別支援機能を駆使し、区を基盤とした社協の相談支援体制を構築します
- ③重層的支援体制整備事業における多機関協働事業において、行政・社協・民間支援団体の支援機関をつなぐファシリテート役を担います

#### (2) 制度による福祉に留まらず、住民とともに地域生活課題として検討します

- ①職員によるアウトリーチの強化と住民と協働した見守り体制構築を進めます
- ②既存の福祉制度にない対象者の参加支援を進めます
- ③住民と協働した地域生活課題に対応する活動の創出に取り組みます
- ④社会福祉法人による社会貢献活動の創出を進めます

### 取り組む方向性2 つながりをつくる

#### (1) 多様な興味や関心で『ゆるやか』につながる居場所づくりに取り組みます

- ①興味や関心をきっかけに、自分らしくつながることができる地域づくりを推進します
- ②「支援する」「支援される」といった関係性を超え、すべての人が役割をもち、自分らしくつながることができる地域づくりに取り組みます

#### (2) こども・若者が主体的に参画できる活動や居場所づくりに取り組みます

- ①安心して集い、自分らしさを発揮できる居場所づくりを推進します
- ②若者の社会参加と意見表明が尊重される地域づくりを進めます

#### (3) 区域や分野を超えて、多様な主体が協働できる仕組みを構築します

- ①地域団体やNPO、社会福祉法人等の多様な主体と協働を推進する仕組みをつくります
- ②文化・芸術やスポーツ等の分野と福祉分野の協働で、すべての人が参加することができる“ひらく福祉”的まちづくりを進めます

#### (4) 災害時に住民主体の生活再建を支援する災害ボランティアセンター等の運営体制の整備を進めます

- ①平時の地域福祉活動を災害時にも活用することができるよう、体制整備を進めます
- ②災害ボランティアセンターの協働運営体制の強化に取り組み、広域災害ネットワークとの連携を推進します
- ③社協の個別支援機能を活用して、中長期的な被災者支援を行います

### 取り組む方向性 3 地域福祉を創る

#### (1) 社協のソーシャルワーク実践を循環させ、地域福祉の開発機能を担います

- ①社協のソーシャルワーク実践を循環させ、個と地域の一体的支援を推進します
- ②部署間を横断した開発機能を設置し、新たな社会資源や活動の開発を行います

#### (2) 堺市における総合的な権利擁護支援策を検討します

- ①権利擁護を推進する中核機関としての機能強化を進めます
- ②堺市における総合的な権利擁護支援の仕組みを構築します

#### (3) 新しい地域福祉実践に取り組むために、財源を含めた多様な資源を調達・確保します

- ①時代に即した地域福祉実践を推進します
- ②財源等、様々な社会資源を調達・確保するための取組を進めます

### 社協の基盤強化 組織力/専門性

#### 社協の基盤を強化するために、組織力と専門性を向上させます

- ①地域福祉を推進する機関として、社協の組織力と専門性の向上を推進します
- ②人材育成計画に基づいた人材育成を推進します

## 取り組む方向性 1 くらしをまもる

### 第 6 次地域福祉総合推進計画からの成果と課題

#### ①生活困窮者世帯フォローアップ支援等推進事業でつながる生活困窮者に対する相談対応

- ・堺市でコロナ特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金初回・延長・再貸付）を利用した世帯は約 14,000 世帯（推定）で、貸付決定件数は約 38,000 件に上りました。社協では、大阪府社協から「生活困窮者世帯フォローアップ支援等推進事業（以下「フォローアップ事業」という。）」の受託に伴い、令和 5 年度に「堺市コロナ貸付返済相談窓口」を開設し、自立相談支援機関である堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」と連携し、借受人の相談対応を行っています。
- ・フォローアップ事業では、相談窓口を周知するため、返済が始まっている全世帯に案内を送付し、返済や猶予・免除等の手続きに関する相談・受付を行っています。令和 5～6（2023～2024）年度には、相談窓口が平日のみで相談しづらい方のため、堺市と共に「返済（猶予・免除）相談会」を休日に開催しました。また、「高齢」「ひとり親」等優先順位の高い世帯を区事務所の日常生活圏域コーディネーターとともに訪問する等に取り組んできましたが、生活状況の確認ができない世帯が多数存在します。
- ・生活状況の確認ができない要因としては、貸出窓口となった社協が借受人に対してアウトリーチ型の相談支援が届いていないこと、税金・保険料の滞納を抱えていることから相談への抵抗感がある世帯もあること等が挙げられます。
- ・令和 7（2025）年 8 月末までに社協で償還猶予手続きを行った 1,691 世帯（※重複あり）の内、674 世帯（39.9%）が多重債務状態であることから、生活・仕事応援センターの法律相談（大阪弁護士会と連携して令和 6（2024）年度より開始、同年度実績 51 件）をより一層活用することが求められます。
- ・また、本計画期間中に借受人が 65 歳以上となる世帯が 4,146 世帯（30.5%）、75 歳以上となる世帯が 1,843 世帯（13.6%）となることから、高齢化に伴う収入機会の減少、介護負担の増大等が予想され、高齢者の見守りネットワークの核となる地域包括支援センター、民生委員児童委員等の地域関係者とも連携が欠かせません。社協では見守りから支援につなげることを目的に関係機関に繰り返しフォローアップ事業の情報発信を行います。
- ・フォローアップ事業は、全てのコロナ特例貸付金の償還終了予定年度となる令和 16（2034）年度までの実施が予定されており、第 7 次地域福祉総合推進計画期間内においても貸付の手続き状況等に応じた見守り・相談を社協の支援機能を駆使して引き続き行います。

#### 【社協のフォローアップ事業の実績】

- ・猶予申請を受付した件数 2,921 件（～令和 7（2025）年 7 月末現在）
- ・猶予後免除申請を受付した件数：1,538 件（～令和 7（2025）年 7 月末現在）
- ・相談件数：電話対応 18,000 件、来所対応 3,419 件（令和 5～6（2023～2024）年度分）
- ・未手続き世帯の戸別訪問：574 件（～令和 7（2025）年 3 月末現在）

## ②家計管理や金銭管理に支援が必要な対象者への相談対応と支援機関の後方支援

- ・社協では、判断能力が不十分な高齢者や障害者を対象に、日常的金銭管理サービス（日常生活自立支援事業）を平成 12（2020）年度から開始し、25 年目となる令和 7（2025）年 1 月に、契約件数が累計 1,000 件に到達しました。時代とともに、地域生活課題が変化する中、社協内の支援機能や他の関係機関との連携を図り、家計管理や金銭管理に関する相談対応を実施しています。
- ・特に前計画期間中は、利用者の判断能力や生活課題の変化に応じて、成年後見制度への移行を促進しました。令和 6（2024）年度においては解約件数 56 件のうち 32 件（57%）が成年後見制度への移行に伴う解約であり、同事業による金銭管理支援によって、円滑に成年後見制度へ引き継ぐことができています。
- ・国において、成年後見制度の見直しや身寄り問題への方策が検討される中、今後、日常生活自立支援事業および全国の社会福祉協議会に求められる機能や役割は一層拡大することが見込まれます。本計画期間においても、「本人を中心とした意思決定支援・権利擁護支援としての日常生活自立支援事業」を継続するとともに、社協がこれまで蓄積してきた金銭管理支援のノウハウを関係機関へ発信・共有し、市内の関係機関の支援力向上との相乗効果を生み出します。

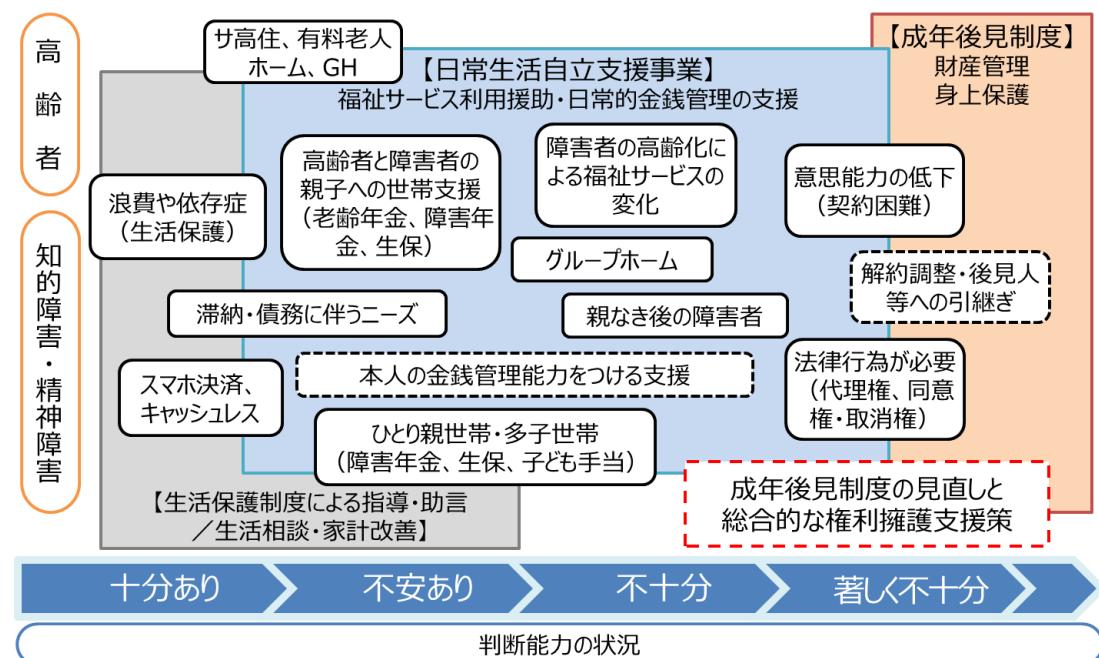


図 6-4 日常生活自立支援事業の「対象者・支援ニーズ」の整理

### ③中核機関である権利擁護サポートセンター及び地域連携ネットワークの機能強化

---

- ・権利擁護サポートセンターは、平成 25（2013）年度に堺市独自の権利擁護の中核的なセンターとして設置されました。令和 2（2020）年度には、国の「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、権利擁護支援の中核機関として位置づけられ、役割が一層強化されました。
- ・同センターでは、権利擁護に関する研修や講演会の開催、職員による相談支援、法律職と福祉職が連携する専門相談、市民後見人の養成と活動支援等、多岐にわたる取組を行ってきました。令和 2（2020）年度以降は、中核機関として堺市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会の事務局も担い、地域全体での支援体制を構築することが期待されています。
- ・社協では、広報啓発活動の一環として、令和 3（2021）年度に「支援者のための成年後見制度活用ハンドブック」、令和 6（2024）年度には「『支援を自ら求めない／受け入れられない』状態に向き合う『支援』のガイドライン」を作成しました。これらの資料は、支援現場での実践に加え、地域の福祉職向け研修にも活用されており、現場の支援力向上に寄与しています。
- ・令和 6（2024）年度には、市内の法人後見実施団体との交流会を開催し、現状や課題について意見交換を行う等、地域連携の一層の深化に取り組みました。
- ・個別案件への対応として実施している専門相談の件数は近年急増しています。平成 25（2013）年度には年間 44 件だったのが、令和 6（2024）年度には年間 100 件を超え、現行の体制では対応件数に限界を迎えていました。
- ・こうした状況をふまえ、第 7 次地域福祉総合推進計画では、権利擁護支援のさらなる推進を図るため、利用者視点に立った成年後見制度の利用促進の仕組みの構築や、多様な担い手の在り方の検討を進めています。専門相談についても、必要な支援を必要な人に届けられるよう、仕組みの再構築をめざします。
- ・加えて、第 7 次地域福祉総合推進計画期間中には民法や社会福祉法の改正が予定されており、中核機関および地域連携ネットワークの機能・役割の拡大が見込まれます。これらの制度改正を見据え、体制を強化します。

### ④地域ケア会議の枠組みを用いた高齢者の孤独・孤立予防のネットワークの構築

---

- ・堺市では、平成 25（2013）年度より地域ケア会議を高齢者支援の中核的な協議の場として位置づけ、介護予防・認知症支援・虐待防止・高齢者の見守りといった地域課題に対し、多職種・多機関が連携して対応してきました。また、これらの取組を基盤に、孤独・孤立予防の視点を加えた支援体制の強化を進め、地域ぐるみで高齢者を支えるネットワークの構築を推進しています。地域ケア会議は、地域の実情に即した課題抽出と対応策の検討を可能にする場として、現場の声を反映した支援の実現にも寄与しています。
- ・これまで地域ケア会議では、地域の支援者、地域包括支援センターや日常生活圏域コーディネーターに加え、医療、介護、福祉、行政等の関係者が参画し、支援が届きにくい高齢者へのアプローチや、見守り体制の整備、地域資源の活用等、多面的な支援の検討を重ねてきました。近年では、孤立リスクの高

い高齢者への支援がより丁寧かつ継続的に行われるようになり、関係機関の連携による支援の質の向上につながっています。加えて、支援者同士の信頼関係の醸成や、地域住民との協働による支援の広がりも見られています。

・その結果、地域ケア会議は単なる情報共有の場から、実践的な支援方針を協議する場へと発展し、開催の必要性が飛躍的に高まりました。平成 27（2015）年度には会議開催回数が 96 回だったのに対し、令和 6（2024）年度には 442 件と直近 10 年で 4 倍以上に増加しています。この増加は地域課題への対応力の強化や支援ネットワークの拡充を象徴するものといえます。

・こうした取組をふまえ、第 7 次地域福祉総合推進計画では、地域ケア会議を核とした支援体制をさらに充実させ、関係機関の連携強化やデジタルツールの活用促進等、支援の質と対応力の向上をめざします。また、制度の枠にとらわれず、支援体制のさらなる充実と柔軟な対応力の向上に努めます。それぞれの立場や強みを活かしながら、地域全体で高齢者を見守る“つながりの場”を広げていき、今後は、地域ケア会議の成果を可視化し、地域内外への発信を強化することで、取組の持続性と発展性を高めます。

#### コラム 4 高齢者関係者会議（区地域ケア会議）

地域包括ケアの推進に向けて、各区で「高齢者関係者会議（区地域ケア会議）」を定期的に開催しています。医療・介護・福祉の専門職等、多様な関係者が一堂に会し、地域の高齢者支援に関する課題を共有・検討しています。こうした対話の積み重ねが、地域の支援力を高めるだけでなく、現場の声を行政に届けることで「施策化につながる」重要な役割を果たしています。



## 第7次計画における取組

### (1) 地域生活における困りごとや生活課題に対する相談支援を行い、くらしをまもります

#### ①全職員が生活相談を受け止め、社協一体となって相談対応を行います

- ・社協は、生活の困りごとや地域福祉に関する相談に対して、職員それぞれが相談や問い合わせを聴き、受け止めることを業務姿勢に掲げ、社協の様々な支援機能を駆使して、相談対応を行います。
- ・日常生活圏域コーディネーターは、地域の民間支援団体等の活動へのアウトリーチにより、困りごとを抱えた市民の早期把握に努めます。受け止めた相談は制度の有無に関わらず、地域生活課題として、社協内、行政、民間支援団体等、多様な主体とともにその支援方策を検討します。
- ・基幹型包括支援センターは、高齢者から寄せられる介護・医療制度に関する相談に留まらず、「身寄りのない高齢者問題」等、生活に関係するすべての相談に対して、区役所におけるワンストップ相談窓口として対応します。受け止めた相談は、圏域の地域包括支援センターをはじめとした関係機関とともに支援します。
- ・生活・仕事応援センターは、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関として、孤独・孤立防止の視点を持ち、生活困窮者からの相談を受け止めます。受け止めた相談は、就労支援・法律相談・住まい相談等の機能、家計改善支援事業、就労準備支援事業、認定就労訓練事業等を用いて支援します。また、必要に応じて区事務所を窓口に民間支援団体との連携による相談支援を行います。

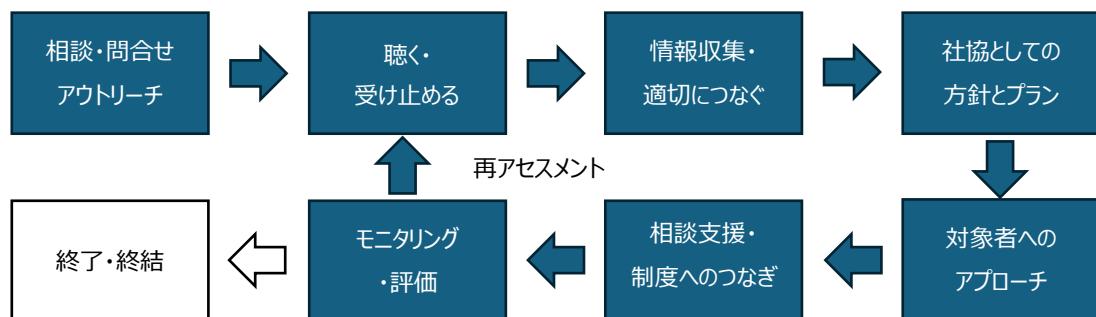


図 6-5 生活相談の対応フロー

## ②社協の個別支援機能を駆使し、区を基盤とした社協の相談支援体制を構築します

- ・ワーカー（日常生活圏域コーディネーター、基幹型包括支援センター、生活・仕事応援センター等市民から直接生活相談を受けることが多い職員）は、全ての相談を断らず、まずは受け止めます。
- ・区事務所は、社会福祉制度の利用につなげるだけでなく、社協の個別支援機能の窓口となることで、社協におけるワンストップ相談窓口の機能を果たします。
- ・社協事務局（生活・仕事応援センター、権利擁護サポートセンター、自立支援係、福祉資金係、地域共生推進係、地域福祉推進係、包括支援センター統括課）は、区事務所が受け止めた相談を社協事務局が受け持つ個別支援機能を駆使して、相談者の支援をともに行います。

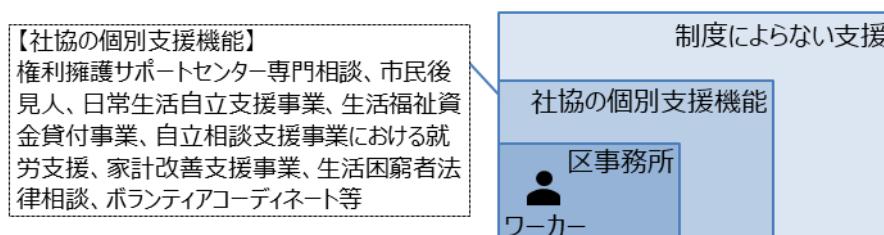


図 6-6 支援体制のイメージ

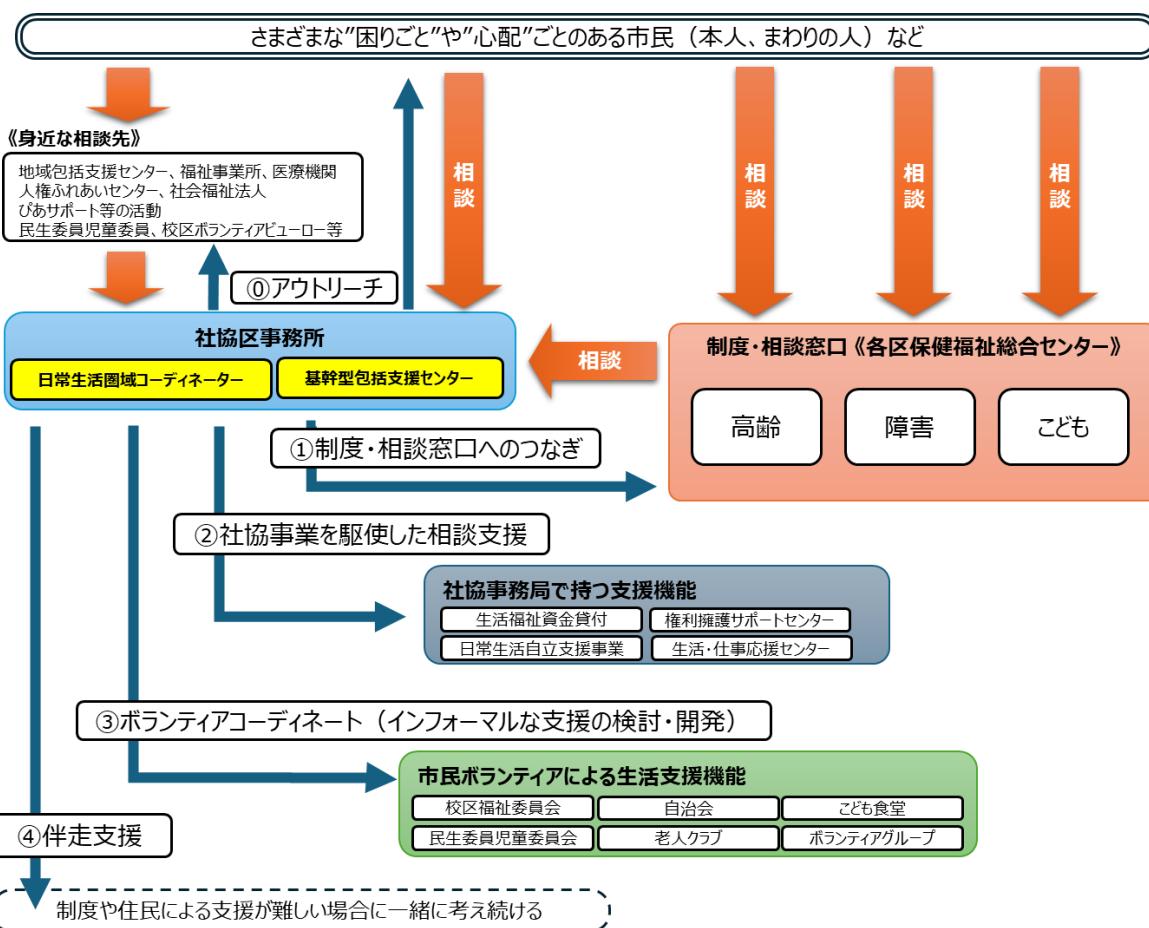


図 6-7 区を基盤とした社協の相談支援体制

### ③重層的支援体制整備事業における多機関協働事業において、行政・社協・民間支援団体の支援機関をつなぐファシリテート役を担います

- ・行政・民間の各支援機関をつなぐファシリテート役を担うことで、重層的支援体制整備事業における多機関協働事業で行う支援会議を活性化させ、包括的な支援体制の整備に向けて取り組みます。
- ・制度による支援が届きにくい対象者については、民間支援団体とともに生活支援に取り組み、また資源開発を検討します。
- ・民間支援団体が支える対象者については、必要な相談窓口につなげ、社会福祉制度による支援を求めます。

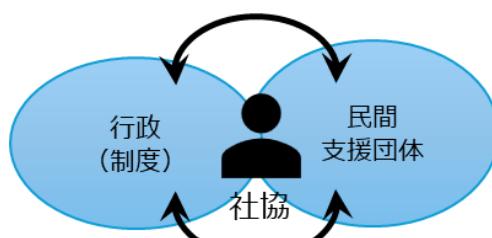


図 6-8 行政・民間をつなぐファシリテート役

### (2) 制度による福祉に留まらず、住民とともに地域生活課題として検討します

#### ①職員によるアウトリーチの強化と住民と協働した見守り体制構築を進めます

- ・校区福祉委員会等の住民と協働した見守り体制を構築することにより、潜在的な相談者の把握に努めます。
- ・把握した対象者に寄り添い、制度に留まらない支援を行います。「支援を求める」「支援を受け入れられない」対象者については、社協職員が見守りの主たる担い手となり働きかけ続けます。

#### コラム 5 認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに向けて

##### 認知症センター養成とチームオレンジ

「認知症にやさしいまち SAKAI」をめざして、認知症に対する正しい理解とともに暮らす地域づくりのため、「認知症センター養成講座」や「認知症センターフォローアップ講座」、パネル展等を各区の基幹型包括支援センターが実施しています。また、認知症支援の取組に協力いただく認知症センターに向けて「認知症ステップアップ講座」も開催されています。

今後は、認知症の当事者や認知症センター等が2ヶ月に1回以上、交流や啓発、支援等を行う団体を「チームオレンジ」として登録いただき、認知症の方が希望をもって暮らすことができる地域づくりを進めます。



## ②既存の福祉制度になじまない対象者の参加支援を進めます

- ・介護保険サービスや障害福祉サービスの充実により、多くの市民が社会参加につながりやすい環境整備が進んでいます。しかし、既存の社会福祉制度になじまない対象者も存在することから、民間支援団体による活動や社会福祉法人の社会貢献による居場所づくり等、多様な主体と協働して社会参加につなげます。

### コラム 6 日常生活圏域コーディネーターの相談支援から参加支援の実践

#### ケース①【精神障害のある 40 代女性から寄せられた自身の居場所を求める相談】

人間関係によるストレスから仕事を辞めることとなり、日中の活動場所を求める相談を受け、校区福祉委員会が運営するサロンの運営ボランティアの活動を紹介しました。参加者ではなく運営ボランティアとして紹介したこと、女性は生きがいを獲得し、サロン運営になくてはならない存在として活躍しています。

#### ケース②【ひとり親家庭から寄せられた障害のある児童の通学についての相談】

児童ひとりでの通学が難しく、障害福祉サービス（移動支援）による支援を受けることも難しいことから、母親が就労を諦めざるをえないとの相談を受け、日常生活圏域コーディネーターは、校区福祉委員会や民生委員児童委員会等の民間支援団体へ声掛けし、通学支援体制を構築することができました。「制度がない」を答えとせず、市民とともに地域生活課題を考えるコーディネート役を担います。

## ③住民と協働した地域生活課題に対応する活動の創出に取り組みます

- ・社会福祉制度が充実しても制度の狭間はなお存在します。制度の狭間の問題を地域生活課題として、民間支援団体へつなぎ直し、ともに検討することで、必要性に気づいた市民・団体とともに支えあいの活動を創出します。

## ④社会福祉法人による社会貢献活動の創出を進めます

- ・堺市社会福祉施設協議会とともに社会貢献連絡会を立ち上げ、社会福祉法人による社会貢献活動を促進します。平成 28（2016）年の社会福祉法改正で「公益的な取組を実施する責務」が明記されて以降、市内の社会福祉法人では様々な社会貢献の取組が展開されています。社協が中心となり情報交換・発信を行うことで、協働による新たな取組の創出を進めます。

### コラム 7 住民の生活課題×就労継続 B 型事業所の施設外就労

市営住宅の建て替えにあわせてゴミ集積所が設置されたことにより、衛生環境が改善された反面、集積所管理の必要性が生まれました。自治会では住民の高齢化が進行しているため、自主管理ではなく業務委託することを決め、日常生活圏域コーディネーターを介して障害者支援事業所ネットワークに相談しました。現在では近隣の 4 つの就労継続 B 型事業所が施設外就労として、ごみ収集日に併せて清掃活動を行っています。

## 取り組む方向性 2 つながりをつくる

### 第6次地域福祉総合推進計画からの成果と課題

#### ①地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）の推進

小学校区を単位に住民で構成される『校区福祉委員会』が主体となり、様々な地域福祉活動に取り組んできました。校区福祉委員会活動は年々充実し、令和元年（2019）年度にはグループ援助活動が年間 12,275 回、お元気ですか訪問活動が 46,029 回、ボランティアビューロー活動が 7,508 回に達する等、その広がりが顕著となりました。

令和 2（2020）年度には新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域活動は大きく制約を受け、グループ援助活動実施回数は 6,118 回へと減少しました（図 6-9）。こうした中でも、各校区福祉委員会は、「地域のつながりを絶やさない」という強い意識のもと、日常生活圏域コーディネーターと連携し、脳トレプリントを活用した小規模サロンの開催や、デジタルツールを用いた密を避けた体操サロンの実施等、様々な創意工夫を凝らしてそれぞれの活動を継続しました。その結果、コロナ禍以降は活動が着実に回復し、令和 6（2024）年度のグループ援助活動実施回数は 12,583 回とコロナ前とほぼ同水準まで回復しています。

令和 6（2024）年度より、校区福祉委員会と社協による「定例懇話会」が始まりました。定例懇話会では活動状況の課題や今後の方向性について協議し、連携を強化をしています。また「地域のつながりハート事業」では、猛暑日等は電話での安否確認に切り替える等、実践者の負担軽減と柔軟な運用が進められています。今後もこれらの取組を継続しつつ、校区福祉委員会と社協が一層連携を深めながら、地域福祉活動を推進します。

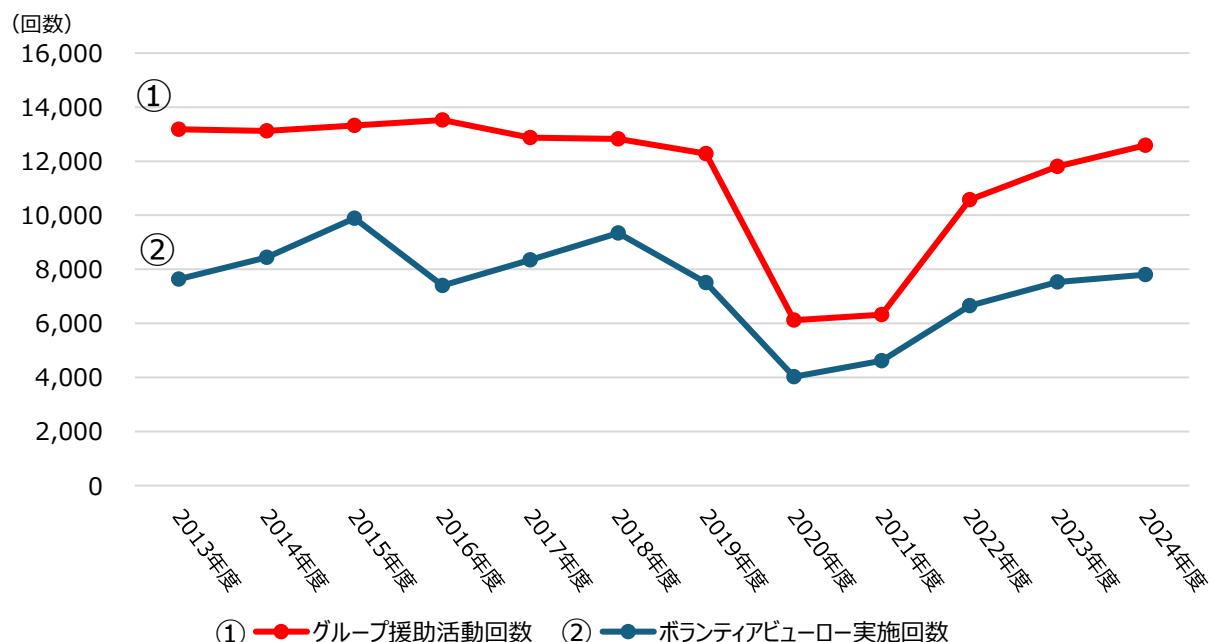


図 6-9 グループ援助活動実施回数

## ②日常生活圏域コーディネーターの全圏域配置と事業推進

令和元（2019）年度から配置をはじめた日常生活圏域コーディネーターは、令和 6（2024）年 4 月に全圏域に配置され、地域福祉を支える基盤整備が進みました。コーディネーターは「相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」を一体的に推進し、重層的支援体制整備事業の本格実施の中で、多機関協働事業を通じて生活課題の把握や地域資源の活用を進めてきました。一方で、役割の多様化に伴う専門性の向上や人材育成、コーディネーターと行政・専門機関・地域団体とのさらなる協働を推進します。

### 日常生活圏域コーディネーターの配置の変遷

平成 21（2009）年	堺区において CSW 事業検証
平成 23（2011）年	全区へ CSW を配置⇒各区 CoW と CSW の 2 名体制
平成 28（2016）年	中区第 1 圏域で第 2 層 SC 業務のモデル検証（～平成 29（2017）年 3 月）
平成 29（2017）年	2 区へ日常生活圏域 Co を配置（中・南）
平成 30（2018）年	4 区へ日常生活圏域 Co を配置（中・南・堺・東）
令和元（2019）年	5 区へ日常生活圏域 Co を配置（中・南・堺・東・北）
令和 2（2020）年	全 7 区へ日常生活圏域 Co を配置（中・南・堺・東・北・西・美原）
令和 3（2021）年	重層的支援体制整備事業への移行準備事業の対応
令和 6（2024）年	重層的支援体制整備事業本格実施への対応 日常生活圏域 Co の 21 圏域（全圏域）配置

## ③食事の提供等を通じた居場所づくり事業の推進

こども食堂は、食事の提供や交流の機会を通じて安心して過ごせる居場所を提供する取組として、市内で推進してきました。令和元（2019）年度は「さかいこども食堂ネットワーク」加盟団体が 52 団体でしたが、令和 7（2025）年度には 115 団体に増加し、市内小学校区における校区充足率は 80.4%となっています。この間、ネットワークは実施団体同士や関係団体とのつながりを強め、開設に向けた相談・助言や、運営に必要な寄附・食材・ボランティアのマッチング支援等、多面的なサポートを行ってきました。あわせて、「さかいこども食堂ネットワーク円卓会議」の開催や堺市文化振興財団との連携による芸術体験事業、スポーツ観戦等を通じて、こどもたちが安心して過ごせるだけでなく、居場所の内容充実も進めています。

近年では、地域住民や企業、団体等多様な主体が関わるようになったことで、寄附の広がりも見られ、こども食堂をきっかけに地域にぎわいが生まれています。世代を超えた交流の輪が広がる中で、こどもたちは地域の一員として社会性や自立心を育み、こども食堂自体も地域全体のつながりを育む場へと発展しています。一方で、市内全校区における充足率が 100%に達していない現状や、課題を抱えるこどもへの支援の在り方については、専門職や多様な主体との協働の輪を広げる必要があります。

#### ④災害時に備えた協働運営体制等の強化

---

災害時に備えた取組として、平成 27（2015）年度より開催している「堺市災害ボランティアセンター協働運営ネットワーク会議（以下、ネットワーク会議）」は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和 2（2020）年度は開催を中止しましたが、令和 3（2021）年度にはオンラインでの研修および会議を開催することができました。

令和 5（2023）年度のネットワーク会議においては、4 年ぶりに対面型での会議を開催することができ、災害ボランティアセンターの協働運営体制の強化に向けた顔の見える関係構築を再開しました。前計画期間中には、協働運営体制を強化するために複数の団体と話し合いを進め、新たに 3 団体の参画を得ることができました。

また、近年、災害ボランティアセンターの運営においてデジタルツールの活用が進んでおり、令和 6 年能登半島地震災害でも多くの市町村で導入され効果的に運営されていました。堺市災害ボランティアセンターにおいても早期の導入が求められる中で、令和 6（2024）年度に開催した災害ボランティアセンター設置運営シミュレーションでは初めてデジタルツールを導入した訓練を実施することができました。今後も引き続き、ネットワーク参画団体と災害時を想定した協働運営について協議するとともに、継続した訓練等が求められます。

## 第7次計画における取組

### (1) 多様な興味や関心で『ゆるやか』につながる居場所づくりに取り組みます

#### ①興味や関心をきっかけに、自分らしくつながることができる地域づくりを推進します

- ・共通の趣味や関心を入り口に、すべての人が気軽に参加できる居場所づくりを進めます。これまで地域活動に参加する機会が少なかった人も、無理なく関われるようになることで地域とのつながりを広げていきます。様々な年代や立場の人が自然に集まり、参加・交流ができる場を「ごちゃまぜの居場所」として位置づけ、地域づくりを推進します。
- ・日常生活圏域コーディネーターは、多様なテーマや主体による居場所づくりを推進します。地域の様々な団体や個人が関わることで、参加者は安心して活動に参加でき、幅広いテーマにより、それぞれの希望や関心に合った居場所を選ぶことができます。こうした交流を通じて、地域のつながりも広がります。
- ・社協ホームページや SNS、デジタルツールの活用を充実させ、利便性の向上を図ります。時代に合わせた情報発信を行い、情報を得にくい人にも配慮することで、それぞれに合った形で情報を届けます。地域の様々な人に関心を持ってもらい、気軽に参加できる機会を広げ、ゆるやかにつながれる環境をつくります。SNS に限らず多様な方法で情報を発信し、参加のきっかけを生み出します。

#### ②「支援する」「支援される」といった関係性を超えて、すべての人が役割をもち、自分らしくつながることができる地域づくりに取り組みます

- ・「支援する」「支援される」という関係を越え、理解を深められるよう、多様性や相互理解を学ぶ機会を広げます。また、住民が自分の役割を意識して活動できるようになり、普段関わりが少ない人も参加しやすい環境を整えます。
- ・相互理解の実現に向けて、地域で活動している人と、新たに参加を希望する住民・企業・学校等が学び合う福祉教育の機会を増やします。これにより、すべての人が役割を持ちやすい仕組みを整え、新しい活動の参加を促進します。また、制度だけでは対応が難しい地域課題にも柔軟に取り組める体制をつくります。

## コラム8 「わたしらしく生きる」を支える終活支援

人生の最終章を、安心して、納得して迎るために、身寄りのない方や地域で孤立しがちな方に向け、終活支援事業を展開しています。ショッピングモールや地域会館等、人が自然に集まる場所を活用した「アウトリーチ型セミナー」は、買い物のついでに立ち寄れる気軽さや、地域の集まりの延長で参加できる親しみやすさが好評です。セミナーでは、介護保険制度のしくみや、認知症になったときの備え、エンディングノートの書き方等をわかりやすく紹介し、参加者からは「誰にも相談できずにいたけど、ここで話を聞けて安心した」「自分のこととして考えるきっかけになった」といった声が寄せられています。



終活フェア・終活セミナーの様子

## (2) こども・若者が主体的に参画できる活動や居場所づくりに取り組みます

### ①安心して集い、自分らしさを発揮できる居場所づくりを推進します

- ・不登校のこどもへの支援を始め、家庭環境や発達特性等、それぞれの背景に寄り添いながら、多様なニーズに応じた居場所づくりを推進します。こどもが安心して過ごせる環境づくりを進めることで、自分らしさを発揮できる機会をつくります。
- ・安全で温かな場を地域とともに広げ、こども自身が意見を表明できる環境を整えます。こども食堂等の地域資源を活用し、民生委員児童委員や主任児童委員を始めとする地域住民が協働して、こどもを見守り支え合う関係を築き、地域全体でこどもの成長を支える仕組みを強化します。
- ・地域と協働し、多世代が自然に関わり合える交流の場を推進します。こどもが安心して集い、自由に意見を表明できる居場所をつくり、地域住民やボランティア、地域団体等多様な主体が関わることで、こどもを中心とした見守りと支え合いのネットワークを広げます。

### ②若者の社会参加と意見表明が尊重される地域づくりを進めます

- ・若者が抱える多様な生活課題や福祉ニーズに寄り添い、地域活動やボランティア活動への参加を支援します。ボランティアチャレンジ等の取組を通じて、若者が自分の力を発揮できる機会を広げ、地域の一員として活躍できる環境を整えます。参加を通じて多世代との交流が生まれ、相互理解を深められるよう配慮します。
- ・ひきこもりや無業状態、孤立といった背景を持つ若者に対しては、安心して参加できる居場所づくりを支援するとともに、相談体制を整備します。学び直しや参加支援（おとな職場等）を展開し、若者の意見や意思決定が尊重される環境をつくります。これにより多世代と協働できる未来志向の地域社会を推進します。

## コラム9 おとな職場は、「居場所」と「働く＝役割」

就労経験がない方や働くことが難しい方に、まずは楽しく気軽に参加できる居場所が「おとな職場」です。活動を通じて、ちょっとした「居場所」と「働く＝役割」を持ち、次の一步を踏み出す一助とすることを目的としています。仕事をしたいけどブランクがあって不安な方、就労経験が少ない方、社会参加のきっかけがほしい方等、それぞれの思いで参加されています。



### (3) 区域や分野を超えて、多様な主体が協働できる仕組みを構築します

#### ①地域団体やNPO、社会福祉法人等の多様な主体との協働を推進する仕組みをつくります

・校区福祉委員会や校区自治連合会、校区民生委員児童委員会等の地域団体を始め、様々な地域課題の解決に取り組むNPOとの協働をさらに進めます。一方で地域貢献に取り組む高齢や障害、児童といった分野を横断した社会福祉法人等、多様な主体との協働による地域づくりを進めます。

#### ②文化・芸術やスポーツ等の分野と福祉分野の協働で、すべての人が参加することができる“ひらく福祉”のまちづくりを進めます

・福祉の枠を超えて文化・芸術やスポーツ等の分野と協働し、すべての人が参加することができる居場所や活動の創出を支援することで“ひらく福祉”のまちづくりを推進します。

## コラム 10 多様な主体と福祉分野の協働による取組「ふくひが Festa（フェスタ）」

福泉東校区では、住民や関係機関が地域とつながる場をつくるため、こどもから大人まで「おもしろい」「楽しい」を基調にした交流イベントを開催しています。旧来、校区で開催していた「餅つき大会」を起點に、堺アーツカウンシルを始めとする多機関と協働で企画し、「ふくひが Festa（フェスタ）」と題してイベントを実施しました。

堺市文化振興財団や「堺アーツカウンシル」等、文化・芸術分野の専門機関やアーティストと連携し、障害の有無や年齢、国籍等にかかわらず参加者それぞれがともに創る体験を地域に広げます。



## コラム 11 堺市高齢者見守りネットワーク登録事業所交流会

高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりをめざし、「堺市高齢者見守りネットワーク」に登録いただいた事業所との連携を進めています。薬局や金融機関、福祉事業所、配達業者等、日常の業務のなかで地域住民と接する機会の多い事業所が、見守りの担い手として活躍しています。その連携をさらに深めるため、登録事業所を対象とした交流会を開催。参加者同士が日々の見守り活動の工夫や気づき、困りごとを共有し合うことで、地域全体の「見守り力」が高まっています。



#### (4) 災害時に住民主体の生活再建を支援する災害ボランティアセンター等の運営体制の整備を進めます

##### ①平時の地域福祉活動を災害時にも活用することができるよ、体制整備を進めます

- ・堺市が被災した際、平時から地域で活動する校区福祉委員会や民生委員児童委員会、ボランティア団体やこども食堂運営団体等が、それぞれの団体の強みを発揮した住民主体の被災者支援を行うことができるよう、関係の強化および連携体制の構築を進めます。

##### ②災害ボランティアセンターの協働運営体制の強化に取り組み、広域災害支援ネットワークとの連携を推進します

- ・堺市が被災した際、被災者の多様な生活再建・支援ニーズに対して迅速かつ効果的に対応するため、平時から堺市、社協、民間団体の3者による「災害ボランティアセンター協働運営ネットワーク」による会議や研修、設置運営訓練を定期的に実施します。設置運営訓練では、平時から導入しているデジタルツールを活用し、災害発生時に備えた実践力の向上を図ります。
- ・大阪府域や近畿圏内府県・指定都市社会福祉協議会等、協定等に基づく全国の社会福祉協議会のネットワーク連携を進めます。また、技術系ボランティア団体等の多様な民間支援団体で構成される「おおさか災害支援ネットワーク」と連携する等、被災者支援の体制を強化します。

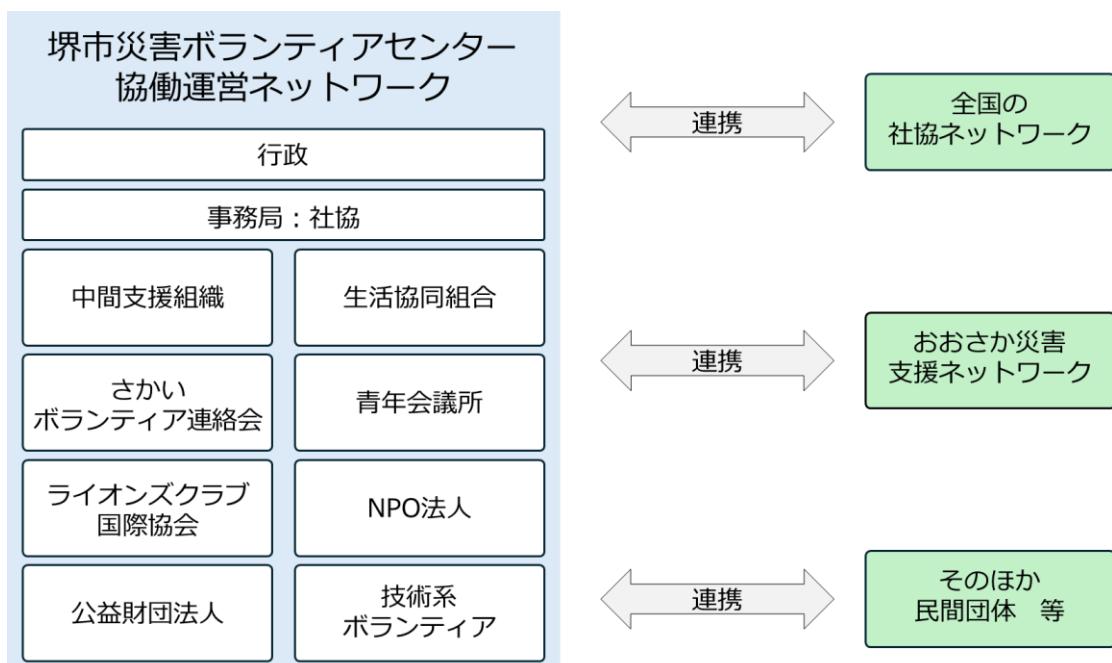


図 6-10 堺市災害ボランティアセンター協働運営ネットワーク

##### ③社協の個別支援機能を活用して、中長期的な被災者支援を行います

- ・災害を通じて顕在化した地域住民の生活支援ニーズに対して、自立した生活を再建できるよう、社協の個別支援機能を活用した中長期的な支援を行います。そのため、それぞれの生活支援ニーズに合わせて包括的かつ継続的な支援ができるように取組の検討を進めます。

・災害ボランティアセンター閉所後も、自宅や仮設住宅に生活拠点を移した福祉課題や生活支援ニーズ等を抱える被災者の状況を把握し、生活の困りごとや悩みを聞き取る等の継続した見守りと支援を行います。また、生活拠点を移した地域での孤立を防ぐために、住民同士のつながりを再建する地域活動を創出する等、地域における支え合いの仕組み構築を促進します。

### 取り組む方向性 3 地域福祉を創る

## 第6次地域福祉総合推進計画からの成果と課題

## ①地域福祉型研修センター事業における地域福祉志向の人材育成の成果と課題

地域福祉の担い手である専門職・地域活動者・市民が協働し、地域生活課題の解決に向けた支援体制を構築するため、人材育成と情報発信に取り組んできました。あわせて、相談支援・参加支援・地域づくり支援のそれぞれのフェーズに対応した3つの研修体系を実施し、協働を促進しています。

これまでの取組を通じて、こども食堂や地域活動者と専門職・行政が連携し、顔の見える関係構築が進みました。3つの研修体系を整備・展開することで協働の輪が広がり、ポータルサイトを通じた研修情報の発信により登録団体や掲載件数も増加しました。また、新たに「越境編研修」を立ち上げ、更生支援と地域福祉の分野を横断した協働研修に取り組む等、分野を越えた連携の実践が始まっています。こうした広がりから、こども食堂等実際の地域活動に発展する新たな活動の創出も生まれています。

今後は、研修参加者の裾野をさらに広げ、幅広い担い手が参画できる仕組みづくりが求められます。さらに、時代の変化や新たな地域課題を見据え、研修体系を進化・発展させていくことが重要です。

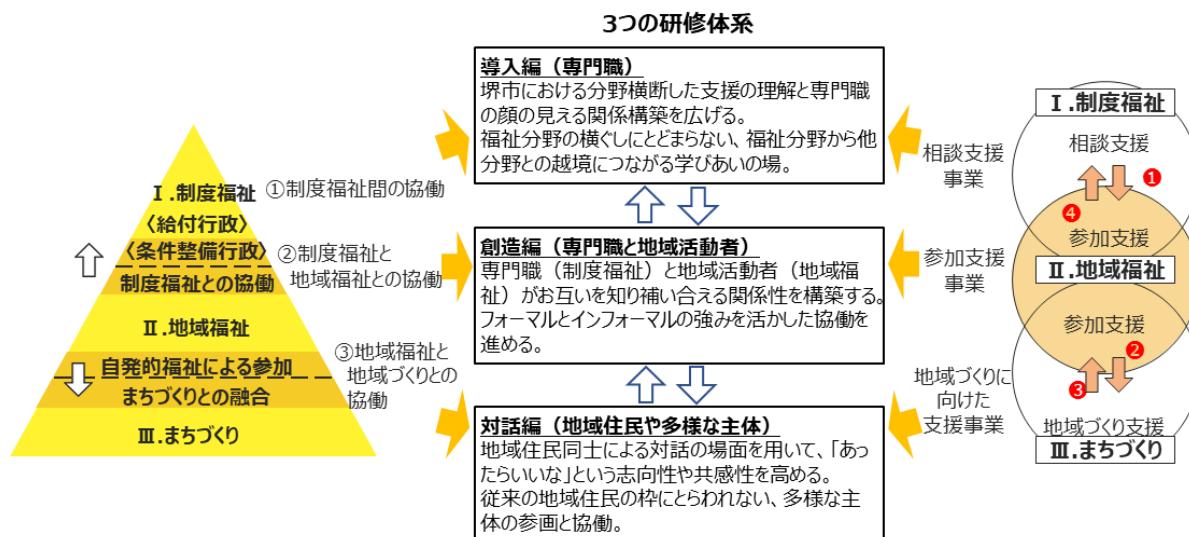


図 6-11 重層的支援体制事業と地域福祉型研修センター事業の関係

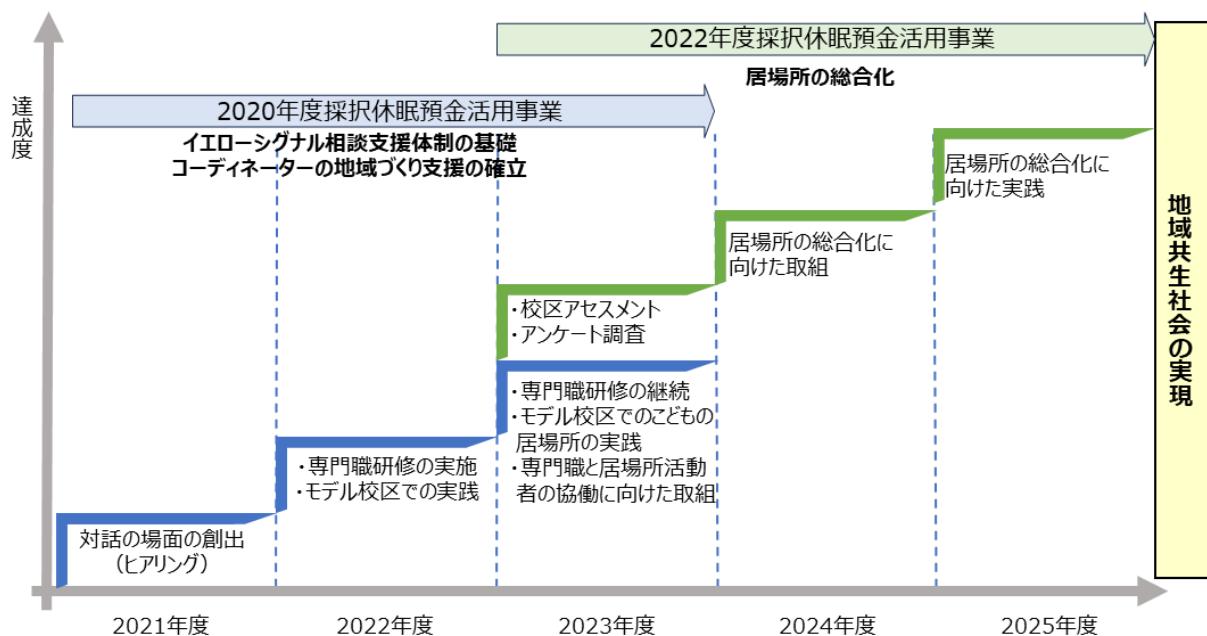
(平野隆之『重層的支援体制整備事業における評価活動のすすめ』を参考に一部加筆)

## ②2つの休眠預金活用事業の成果と課題

地域の多様な居場所（こども食堂・福祉委員会・ボランティア等）を学校区単位で総合化し、気がかりなこどもや複合的課題を抱える世帯への支援体制を構築することを目的として、2つの休眠預金事業の活用に取り組んできました。

令和2（2020）年度より休眠預金を活用して複数名の職員を配置し、校区アセスメントとアウトリーチを通じて地域課題の可視化と支援体制の整備を進めました。地域福祉型研修センター事業では、ソーシャルワーク研修や「こどものために地域でがんばる人の交流会（井戸端会議）」を実施し、専門職と地域活動者の協働基盤を構築することで、フォーマルとインフォーマルの連携を可能にしました。また、居場所を交流（1次）・支援（1.5次）・専門（2次）に整理し、気がかりなこどものいる居場所へ専門職がアウトリーチを行う体制を推進しました。さらに、堺市文化振興財団と協働してこども食堂で音楽ワークショップを開催し、こどもの社会参加と活動者のエンパワメントにもつなげています。

今後は、地域に根ざした人材を育成し、継続的な関わりを可能にする体制整備を進め、ボランティアに依存しない仕組みづくりと安定的な財源確保を図っていく必要があります。あわせて、モデル区で得た知見を活用し、市全域での支援体制の整備と政策化を進めていきます。



令和2（2020）年度採択 休眠預金活用事業	堺市における居場所の包括連携によるモデル地域づくり
令和4（2022）年度採択 休眠預金活用事業	堺市における地域の居場所のトータルコーディネート事業

図 6-12 2つの休眠預金活用事業について

## 第7次計画における取組

### (1) 社協のソーシャルワーク実践を循環させ、地域福祉の開発機能を担います

#### ①社協のソーシャルワーク実践を循環させ、個と地域の一体的支援を推進します

- ・社協各部署で実践する個別支援や地域支援といった社協のソーシャルワーク機能を循環させることで、地域の様々な困りごとを発見します。その中で発見した地域生活課題に対して、個別支援を行い、地域のゆるやかな見守りと協働して、対象者を支えます。
- ・対象者の変化や支援経過を地域の支援者へ適宜報告することで、地域の見守り体制をさらに強め、新たな地域生活課題の発見につながるように、働きかけます。

#### ②部署間を横断した開発機能を設置し、新たな社会資源や活動の開発を行います

- ・社協の各部署（4課・7区事務所）を横断した開発機能を設置し、社協のソーシャルワーク実践の中から顕在化した問題や課題に対して、既存の社会資源を活用するだけではなく、必要に応じて新たな社会資源や活動の開発を行います。

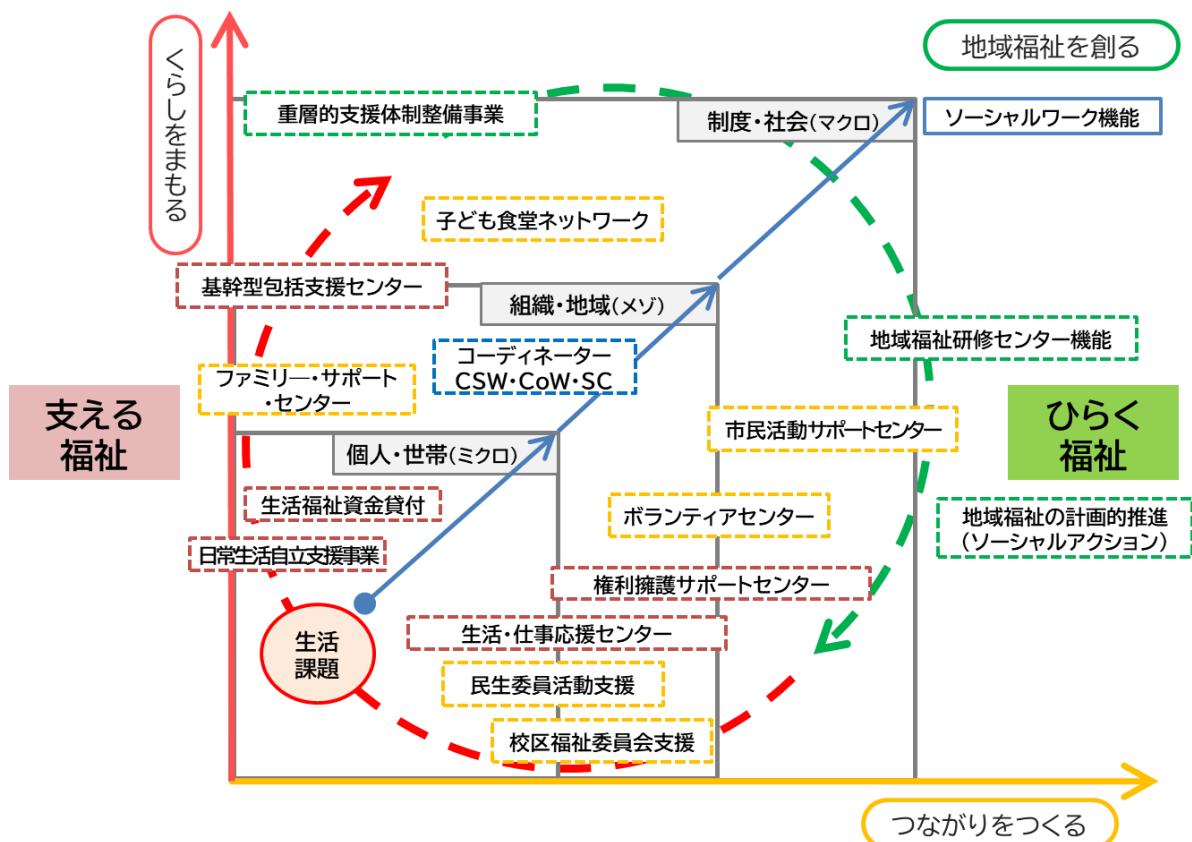


図 6-13 社協のソーシャルワーク実践の循環イメージ図

(長野県社会福祉協議会, 2019 を参考に加筆)

## コラム 12 地域での発見から支援、そして地域活動への展開

日常生活圏域コーディネーターが、地域事情をよく知っているこども食堂実践者から、転居を迫られた50代男性の困りごとについて相談を受けました。コーディネーターは、転居だけを支援するのではなく、社会的孤立や触法行為への支援が必要であることを中心に、この方をこども食堂のボランティア活動へとつなげました。本人はその後、同級生のスタッフやボランティアの方々に支えられながらこども食堂での役割を果たすようになり、社会的役割を持つことで触法行為を行わないことへもつながりました。

地域生活課題を地域の支援者と共有し、支援が必要な世帯を把握することで、地域での支えあいの仕組みを開発したこの取組は、「個別支援から地域支援へ」という循環につながりました。

### (2) 堺市における総合的な権利擁護支援策を検討します

堺市では、すべての市民が地域で安心して暮らし続けられるよう、権利擁護支援の充実を重要な課題と位置づけています。特に、判断能力が不十分な方や支援が必要な方々に対して、本人の意思を尊重した支援を実現するため、地域全体での支援体制の構築が求められています。

#### ①権利擁護を推進する中核機関としての機能強化を進めます

- ・現在、国では、成年後見制度に関する民法改正が検討されており、本人の意思をより尊重する制度への見直しや、後見の柔軟な運用等をふまえ、地域での支援のあり方も見直す必要があります。具体的には、本人の意思を尊重する受任調整の仕組みが必要です。
- ・また、令和7（2025）年に「地域共生社会のあり方検討会議」で示された中間とりまとめでは、権利擁護の中核機関に求められる新たな役割として、家庭裁判所との連携強化や、支援チームとの調整機能の充実等が挙げられています。
- ・こうした国の動きに対応しながら、堺市の中核機関としての機能をさらに高め、地域の様々な支援ニーズに応えられる体制構築を進めます。

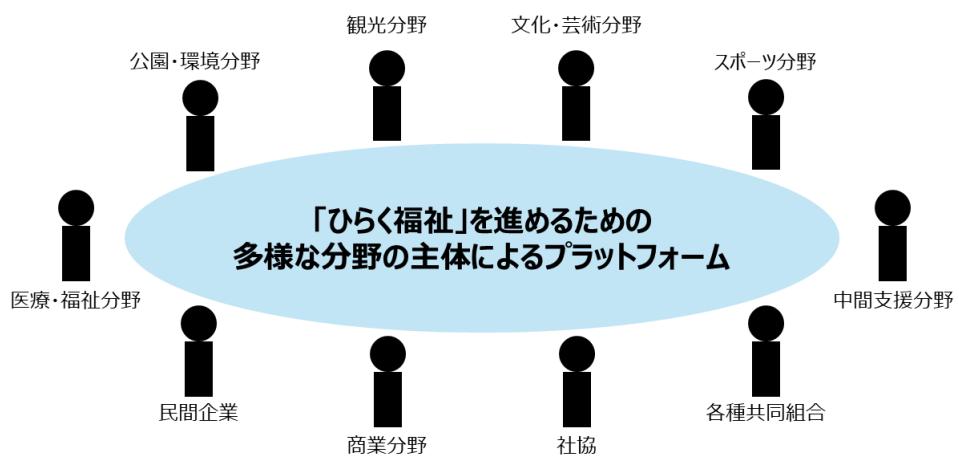
#### ②堺市における総合的な権利擁護支援の仕組みを構築します

- ・中核機関の機能強化と並行して、堺市全体としての権利擁護支援の仕組みを体系的に構築することが必要です。権利擁護支援に関わる多様な主体が、支援が必要な方を発見し、適切な相談支援につなげます。
- ・福祉、医療、司法、地域住民等多様な主体が連携し、本人の意思決定支援を中心に据えた支援体制を整備します。制度の周知・啓発、相談体制の充実、後見人支援、後見人の不正防止等の機能を段階的に整備することで、すべての人が安心して制度を利用できる環境整備をめざします。

### (3) 新しい地域福祉実践に取り組むために、財源を含めた多様な資源を調達・確保します

#### ①時代に即した地域福祉実践を推進します

- ・既存の地域福祉実践の推進に加え、地域生活の課題解決に向けた新たな取組や地域住民の「やりたい」「自分らしい」が実現する活動等、時代の変化に応じた新しい地域福祉活動の創出を進めます。
- ・ひらく福祉をすすめるために、企業や商業、環境、農業、観光、交通分野等、福祉分野に限らず多様な分野の主体との協働による地域づくりを推進するプラットフォームを構築し、福祉分野を超えた幅広い協働実践を創出するための取組を進めます。



#### ②財源等、様々な社会資源を調達・確保するための取組を進めます

- ・新たな地域福祉実践の展開に向け、共感と支援の輪を広げ、多様な主体との協働を通じて、財源や活動拠点、活動資材等の多様な社会資源の調達・確保を進めます。

## 社協の基盤強化 組織力／専門性

### 社協の基盤を強化するための、組織力と専門性の向上

#### (1) 地域福祉を推進する機関として、社協の組織力と専門性向上のための取組を進めます

- ・社協ソーシャルワーク実践の循環を促進するために、日常的な OJT に加え、所属を横断した職員研修や会議等を通じて、社協の組織力およびソーシャルワークの専門性を向上させ、組織の基盤強化に取り組みます。

#### (2) 人材育成計画に基づいた人材育成を推進します

- ・職員の人材育成計画に基づき、個々のキャリア形成の支援を継続的に行います。所属を横断した事例検討会や研修等を開催し、経験や役職等にあわせた多様な研修を体系化し、社協の基盤強化につながる人材の育成の取組を推進します。
- ・ライフステージや価値観の多様化をふまえ、職員が安心して働き続けられるよう、柔軟な働き方を推進しながら、キャリア形成とワークライフバランスの両立を図ります。